

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
47 沖縄県	211 沖縄市	47211	6360005001992	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	緑樹会				
(8)主たる事務所の住所	沖縄県	沖縄市	胡屋7-2-10		
(9)主たる事務所の電話番号	098-930-2525	(10)主たる事務所のFAX番号	098-933-1324		
(11)従たる事務所の有無	2 無				
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス	https://www.ryokujukai.or.jp/		(14)法人のメールアドレス	info@ryokujukai.or.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和54年3月9日		(16)法人の設立登記年月日	昭和54年4月5日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	72,000
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
東恩納 盛幸	H29.4.1	～ R3.6	2 無	2 無	1
若松病院 福祉医療相談課長					
花城 実佐乃	H29.4.1	～ R3.6	2 無	2 無	1
無職					
宮平 節子	H29.4.1	～ R3.6	2 無	2 無	1
無職					
喜友名 君枝	H29.4.1	～ R3.6	2 無	2 無	1
無職					
金城 清安	H29.4.1	～ R3.6	1 有	1 有	1
具志川厚生園 園長					
町田 隆	H29.4.1	～ R3.6	2 無	2 無	0
無職					
與儀 清春	H29.4.1	～ R3.6	2 無	2 無	1
環境設計主宰、NPO法人講師					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	8,544,000	1 特例有	
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
浜川 通	1 理事長 H29.6.13 ~ R1.6	平成29年6月13日	1 常勤	平成29年6月13日 法人理事長	2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無
富永 健	2 業務執行理事 H29.6.13 ~ R1.6		1 常勤	平成29年6月13日 法人常務理事	1 有	2 理事報酬のみ支給	1 有
與古田 哲雄	3 その他理事 H29.6.13 ~ R1.6		2 非常勤	平成29年6月13日 無職	2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無
安谷屋 百合子	3 その他理事 H29.6.13 ~ R1.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月13日 無職	2 無	2 理事報酬のみ支給	3
久場 恵子	3 その他理事 H29.6.13 ~ R1.6		2 非常勤	平成29年6月13日 無職	2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無
金城 和郎	3 その他理事 H29.6.13 ~ R1.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月13日 法人施設長	2 無	2 理事報酬のみ支給	3
			2 非常勤	平成29年6月13日 無職	1 有	3 職員給与のみ支給	2 無
			3 施設の管理者				3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	176,000
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-3)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-6)前会計年度における理事会への出席回数
新垣 暁子	特別養護老人ホーム施設長 H29.6.13 ~ R1.6	2 無		3 社会福祉事業に識見を有する者 (その他)	平成29年6月13日
山城 未来	税理士事務所職員 H29.6.13 ~ R1.6	2 無		6 財務管理に識見を有する者 (その他)	平成29年6月13日

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	1	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	132	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	80
		常勤換算数	1.0	常勤換算数	39.6

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
		・平成29年度事業報告について

平成30年6月15日	6	1	2	0	・平成29年度計算書類及び財産目録の承認について ・監事監査報告
------------	---	---	---	---	-------------------------------------

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成30年5月25日	6	2	・平成29年度事業報告（案）及び決算（案）の承認について ・監事監査報告 ・「第6回国際ひやみから節コンクール」実施報告及び「第7回国際ひやみから節コンクール」について ・平成30年度第1回評議員会（定時評議員会）の招集について
平成30年10月30日	6	2	・職務執行状況の報告（理事長・常務理事） ・法人監査指摘事項改善状況報告 ・実地指導指摘事項及び改善状況報告 ・未収金の徴収状況について ・平成30年度第一次補正予算案について ・在宅サービス統括センター長（施設長兼）の選任について
平成31年3月14日	6	2	・緑樹会中期行動計画（アクションプラン2022）について ・2019年度経営方針について ・職務執行状況の報告（理事長・常務理事） ・平成30年度第二次補正予算案について ・就業規則の改定（案）について ・給与規程の改定（案）について ・平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について ・目的積立金の取り崩し（案）について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名  

新垣 暁子
山城 未来

(2)監査報告により求められた改善すべき事項

1. 安定した人材確保と人材育成への取り組み
2. 任命辞令の確認。定款に沿って行う（任命辞令つづり）
3. 契約書の更新。更新契約の定期的な見直し
4. 安全衛生委員会のメンバーの再編成。人事権を持つ者は1人まで
5. 施設長の定年について
6. 調理の作業工程の見直し。
7. 食事箋について、療養食加算も視野に入れた方が望ましい。
8. 介護保険法における設置基準の確認。医務室の面積の確保、静養室、寮母室の変更届の確認
9. カーテン及びのれん等の確認、自己点検。防火性のものへ交換
10. 身体拘束、高齢者虐待に関する外部研修への参加
11. 服薬マニュアル、及び薬棚医務室の施設
12. 身体拘束廃止への取り組み強化。
13. 利用料請求書の様式の見直し。自己負担内容の内訳（併記）
14. 取得可能な加算への取り組み、各委員会のマニュアル等の整備

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

1. 採用活動（学校訪問、企業説明会への参加等）の強化及び離職防止（労働環境の改善、キャリアアップ体系の構築、アセッサーの活用方法等）に努める。研修は本部事業計画研修スケジュールに沿って実施。
2. 任命辞令専用つづりを作成した。
3. 契約更新されていないものは早急に更新し、自動更新についても再点検し、必要に応じて見直しを図る。
4. 労働安全衛生法の規定に基づき、現在の安全衛生委員会のメンバーから施設長3名を除いた委員で委員会を実施する。
5. 所轄庁へ確認したところ、施設長等の定年に係る就業規則への明記は特に必要としないとの回答を得た。また、指導監査時チェック項目として記載されている「いない」場合には、就業規則で定める職員の退職年齢と施設長の年齢に乖離がないかの確認のためということであり、この件についても当法人においては乖離していないことも確認。
6. 各施設において、調理の作業工程の見直しを図った。
7. 療養食加算に関しては、医師による食事箋が必要なるも、現在、対象者は服薬での管理が妥当との医師の判断があり、食事箋による療養食までには至っていない。療養食加算を前提としない利用者の食事については、所轄庁に確認したところ、特に必要ないとの回答を得た。今後、食事療法を要する対象者がでてきた場合は、嘱託医と相談し、食事箋の対応を図る。
8. 医務室、静養室に関して特に広さの基準はなく、現状での運営を図る。寮母室については、現在、介護職員室という名称になっており、基準の介護職員室及び看護職員室となっているため、現状での運営を図る。また、変更届については、相当の年月が経過するなか、監査においても変更手続きに関する特段の指示等はなく、建替え等も視野に当面、状況を注視していく。
9. 防火ではないカーテン及びのれん等は撤去し、今後、防火性能のものへ適宜取り替え、改善を図る。
10. 外部研修（県社協、老協及び沖繩市等）への積極的な派遣を行う。
11. 薬棚、医務室の施設を直ちに実施。服薬マニュアルについては見直しを行い整備した。
12. 法令に基づき、従来の委員会から「身体拘束適正化委員会」に名称を変更するとともに、マニュアルの整備も行った。新たに医師（嘱託医（精神科医））を委員に加え、委員会を開催した。
13. これまでの請求書の名称を変更するとともに、利用料と利用料以外の実費負担分を明確に区分して請求書に表記することとする。利用料以外の請求書の記載方法等に厚労省から情報をもらい参考とした。また、各施設において重要事項説明書への当該事項（利用料以外等）の記載を明記することとした。
14. 新介護報酬改定に伴う、新たな加算、従来の加算を含めて該当するよう努め、早めに申請を行う。また、身体拘束廃止未実施に関する減算がないよう、常に適正な対策を指針やマニュアルに即して実施し、サービスの質の向上を目指す。

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称									
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	ア 建設費	イ 建設年月日	ウ 自己資金額(円)	エ 補助金額(円)	オ 借入金額(円)	カ 建設費合計額(円)	ク 延べ床面積
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)														
ア 建設費 (ア) 建設年月日 (イ) 自己資金額(円) (ウ) 補助金額(円) (エ) 借入金額(円) (オ) 建設費合計額(円) (ク) 延べ床面積														



地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	デイサービス食事無料	沖縄市内
	デイサービス利用者の食事無料	
地域における公益的な取組⑨（その他）	地域交流グラウンドゴルフ大会	沖縄市内
	沖縄市内の各老人クラブ、企業、他、地域住民との交流を兼ねて、健康増進を目的としたグラウンドゴルフ大会	
地域における公益的な取組⑨（その他）	国際ひやみかち節コンクール	沖縄市内
	地域の福祉文化を発信し福祉による文化の風土づくりを目的とした音楽コンクール	
地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）	にこにこ宅配サービス	沖縄市内
	高齢や障害者等世帯に週1回無償で食事を宅配し、安否確認など、食事の面で自立した生活の支援を行う。	
地域における公益的な取組⑨（その他）	空手教室	沖縄市内
	地域の子どもの健全育成及び居場所づくりを目的とした取り組み	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定状況 （社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額等の総額（円）	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）	
① 社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
② 地域公益事業（円）	0
③ 公益事業（円）	0
④ 合計額（①+②+③）（円）	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
① 社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
② 地域公益事業（円）	0
③ 公益事業（円）	0
④ 合計額（①+②+③）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組	
① 任意事項の公表の有無	
① 事業報告	1 有
② 財産目録	1 有
③ 事業計画書	2 無
④ 第三者評価結果	3 該当なし
⑤ 苦情処理結果	3 該当なし
⑥ 監事監査結果	2 無
⑦ 附属明細書	2 無
(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
① 事業運営に係る公費（円）	666,565,152
② 施設・設備に係る公費（円）	0
③ 国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	
(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
① 実施者の区分	03 税理士
② 実施者の氏名（法人の場合は法人名）	富田将孝税理士事務所
③ 業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④ 費用〔年額〕（円）	
(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
① 所轄庁から求められた改善事項	<p>(1) 「性的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任」が確認された。 また、不適切な介護が疑われる内容があった。 ① 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の周知、徹底を図り、再発防止に向けた取り組みについて検討、実施、評価を行うこと。 ② 提供されている介護の質を点検することで、虐待につながりかねない不適切なケアを改善し、高齢者介護に携わるものとして身につけるべき介護技術が習得できるよう研修や現場指導システムを構築すること。また、高齢者の尊厳や権利擁護に対する理解を深めることができるようにすること。 ③ 高齢者虐待防止法第21条においては、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務を定めている。再度、確認・周知をすること。 (2) 同様な事故の再発が続いている。 ・過去の事故報告書やヒヤリットから事故の傾向を把握し、事故の予防対策を講じること。また、事故報告書やヒヤリットで報告された事案については、再発防止策が実行されているか、一定期間において評価し、同様な事故の再発を予防すること。 (3) 身体拘束についての理解や手順の周知が不十分である。 ・身体拘束禁止規定や身体拘束における「緊急やむを得ない場合の3要件」などについて研修を行うとともに、手順の周知・徹底を図ること。</p>
② 実施した改善内容	<p>① 当該法律についての施設内研修を7月、8月に行い、研修後、研修感想文、また、虐待防止自己チェックリストを提出させ、理解度の評価を行う。理解度が低い内容については、再度その項目に関わる研修を実施する。 ・自己チェックリストは、虐待防止への意識を高めるために、3か月に1回実施し、課題把握（集計・分析）を行い、部内会議において改善に取り組む。 ② 日常的に、各フロア（3カ所）のリーダーを中心に、現場でのOJTを実施し、毎月のフロア会議で、不適切なケアがないか情報を共有し、虐待を見逃さない風土づくりにつなげていき、全職員が虐待防止について主体的に考え行動する意識づくりを行っていく。フロア会議で上がってきたものは、主任会議、部内会議へとつなげ、施設内の透明化に努める。 ・毎週月曜日16時から、機能訓練員を中心に下記（2）のヒヤリット及び事故報告書の検証と合わせ介護技術の習得を行う。 ・法人全職員を対象に、権利擁護に関する研修について外部講師を招いて実施する。 ③ 高齢者虐待防止法第21条に関する研修を上記（1）①の施設内研修の中でを行い、職員の通報義務を徹底する ・毎週月曜日16時に、機能訓練員の指導のもとに、介護職等が、事故報告書及びヒヤリット報告書に基づき対応策の検討をすとともに、防止対策等の介護技術習得の勉強会を行う。 また、毎月の事故防止委員会で、再発防止策の効果を評価し、対応策や改善策の妥当性について検証を行い、その結果を職員に周知する。 ・施設の「身体拘束等の適正化のための指針」についての研修を8月、9月に行う。11月には、平成30年度研修計画の一つである、「虐待防止、身体拘束廃止について」資料を作成し、主体的に施設内研修会を行い、身体拘束禁止規定について周知する。 上記の改善事項を徹底するとともに、利用者の尊厳、権利擁護について理解し、理念に基づいて、日常的な言動及び行動から改善し、虐待の早期発見と継続的な教育展開ができる組織づくりを実施する。以上のこと、施設</p>

をはじめ法人全体で取り組んでいく。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無